

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 1 号
2 0 1 5 年 1 2 月 1 5 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労 働 組 合 新 幹 線 関 西 地 方 本 部
執 行 委 員 長 小 林 國 博

鳥飼車両基地内の井戸掘削計画に関する

摂津市への地下水利用の要請を撤回するよう求める申し入れ

11月27日、会社は鳥飼車両基地の井戸掘削工事を強行し続け、地元の摂津市が井戸掘削計画を中止し協議に応じるように求めている訴訟が進められているただ中で、くみ上げた地下水を利用するための手続き開始の文書を摂津市に打診していたことが明らかになった。

摂津市は、係争中の案件で判決結果を待たずに手続きを進めることに強く反発し、「係争中の裁判の結論が出た後に相談してほしい」との要請文を同日、田中関西支社長あてに送付したとマスコミでも明らかになっている。

さらに会社は、文書の中で「地下水のくみ上げは協定に違反しない。法令に従い、必要な手続きを行う」としている。

この間、組合は、昭和53年9月20日に旧国鉄と摂津市が「地下水のくみ上げは行わない」とする環境保全協定を締結し、当時、地下水のくみ上げは法律、条例で規制されていない中での締結であり、以後J R 東海となってからも昭和63年9月1日、平成11年4月6日付けで同趣旨の協定を繰り返し締結していることに基づき、工事を中止し摂津市側との協議につくよう申し入れてきた。しかし、会社は労使協議の開催を拒否し、今日まで工事を継続している。

摂津市の担当者は「協定違反かどうかの裁判中に『違反ではない』との前提で、計画を進める姿勢は、常識では考えることが出来ない」と話している。

地元行政との訴訟となっている井戸掘削の強引な計画は、地元の市民、団体、市議会からも地下水のくみ上げに反対する決議や多くの要請文や署名が寄せられており、地元自治体との関係、企業活動、社会的イメージが悪化する一方であるとも主張してきた。

よって、今回、摂津市に対して打診した手続きの要請を撤回し、改めて井戸掘削計画の中止にむけた協議につくことが地元との関係回復につながると考える。

よって以下のとおり申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 今回、摂津市に対して打診した地下水利用の手続き開始の要請を撤回すること。
2. 早急に井戸掘削計画の中止にむけて摂津市との協議につくこと。

- 3.、「係争中の裁判の結論が出た後に相談してほしい」との摂津市からの要請文について、会社の見解を明らかにすること。
4. 11月、くみ上げた地下水を利用するための手続き開始文書を摂津市に打診した目的、日付、内容を全て明らかにすること。
5. 現在、摂津市との訴訟中であるにも関わらず、訴訟結果を待たずに手続きを進めようとする理由を明らかにすること。
6. この間、会社は井戸掘削の場所は茨木市であり問題がないよう主張してきたが、今回、摂津市側へ地下水利用の手続きを申請した理由を明らかにすること。
7. 地元行政との関係回復と地域住民の安全のために、早急に井戸掘削計画を中止すること。

以上